

水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成28年1月20日付け27水港第2611号

第1 趣 旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続きについては、水産庁長官が別に定めるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

第4 事業造成資金等の造成

1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

漁場機能維持管理事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

第5 助 成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければなら

ない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金額を限度とする。

第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であつて、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金等の全部若しくは一部について、当該補助金を国に返納するものとする。

第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- (1) 栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）
 - (2) 栽培漁業事業実施要領（昭和50年6月6日付け50水研第198号農林事務次官依命通知）
 - (3) 漁場油濁被害対策事業実施要領（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
 - (4) 漁業公害等対策事業実施要領（昭和51年7月24日付け51水研第868号農林事務次官依命通知）
 - (5) 漁業新技術開発事業実施要領（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 漁業振興事業実施要領（昭和60年9月5日付け60水振第2177号農林水産事務次官依命通知）
 - (7) 栽培漁業事業化総合推進事業実施要領（昭和61年4月24日付け61水振第1301号農林水産事務次官依命通知）
 - (8) 200海里開発促進新技術導入事業実施要領（昭和61年7月21日付け61水振第1684号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 遊漁安全管理施設整備事業実施要領（昭和62年8月20日付け62水振第2181号農林水産事務次官依命通知）
 - (10) 保護水面管理事業実施要領（平成元年8月7日付け元水振第1969号農林水産事務次官依命通知）
 - (11) 漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領（平成元年9月20日付け元水漁第2583号農林水産事務次官依命通知）
 - (12) 特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領（平成2年6月7日付け2水振第1192号農林水産事務次官依命通知）
 - (13) 資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領（平成3年4月11日付け3水振第1713号農林水産事務次官依命通知）
 - (14) 水産業改良普及情報システム化等事業実施要領（平成3年6月21日付け3水研第141号農林水産事務次官依命通知）
 - (15) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領（平成4年4月9日付け4水振第1254号農林水産事務次官依命通知）
 - (16) 防疫管理の拠点づくり事業実施要領（平成5年5月18日付け5水研第106号農林水産事務次官依命通知）
 - (17) 新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1836号農林水産事務次官依命通知）
 - (18) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1854号農林水産事務次官依命通知）
 - (19) 地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知）
 - (20) 広域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第5号農林水産事務次官依命通知）
 - (21) 資源管理型漁業促進対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第270号農林水産事務次官依命通知）

- (22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
 - (23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
 - (24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
 - (25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
 - (26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水漁第1074号農林水産事務次官依命通知)
 - (27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水漁第1272号農林水産事務次官依命通知)
 - (28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知)
 - (29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
 - (30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
 - (31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
 - (32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第223号農林水産事務次官依命通知)
 - (33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水漁第966号農林水産事務次官依命通知)
 - (34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
 - (35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
 - (36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知)
 - (37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
 - (38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
 - (39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水漁第943号農林事務次官依命通知)
- 2 この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
 - 3 この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の1の(1)のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の3の(1)のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「旧事業」という。)により造成された資金に残余がある事業実施主体にあっては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「新事業」という。)を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
 - 4 平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
 - 5 平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
 - 6 平成17年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 7 平成19年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 8 平成20年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 次に掲げる要領(以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林事務次官依命通知)
 - (4) 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
 - (5) 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
 - (6) さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25水港第189号）

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 平成25年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成25年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。
- 3 平成25年5月10日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成25年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。
- 4 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領（平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）漁協経営基盤強化推進事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第2963号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）漁協資金融通円滑化事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第29744号農林水産事務次官依命通知）
- 5 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年2月6日25水港第2654号）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成26年3月20日25水港第3058号）

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領（平成15年1月30日付け14水漁第2317号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日26水港第2785号）

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年2月3日26水港第3236号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成27年4月9日水港第4028号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成28年1月20日付け水港第2611号）

- 1 この通知は平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
1. 漁業構造改革対策	1. 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (1) 水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業 ア 新技術効果実証試験事業 民間団体等が漁船漁業や養殖業等の省エネルギー化・低コスト化を図るために行う次の新技術の実証試験に対し支援を行うものとする。 (ア) 技術導入 漁業現場に省エネルギー化・低コスト化技術設備等を導入する。 (イ) 実証試験・データ整理 導入した設備等を一定期間操業や作業に使用し、実証試験を行うとともに実証試験で得られたデータの収集、内容解析・取りまとめ及び報告を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成29年度	1/2以内 定額
	イ 実証技術解析普及事業 漁船漁業や養殖業等の省エネルギー化・低コスト化を図る新技術の実証試験の結果の解析、新技術の評価及び新技術の普及活動に対し支援を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成29年度	定額
	2. 担い手代船取得支援リース事業 漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化を図るため、効率的かつ安定的な漁業経営に向けて経営改善に計画的に取り組もうとする者（経営改善漁業者）や新規の沿岸漁業就業者に対する漁船のリース事業の支援を行うものとする。	一般社団法人大日本水産会		平成17年度から平成24年度まで（ただし、助成の決定を受けたものについては、その支出が完了するまで）	定額
2. 国際漁業・捕鯨対策	3. 漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業 漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するため、補助金の交付及び調整、関係者を参集した事業説明会の開催等を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成24年度から平成26年度	定額
	1. 国際漁業連携強化・操業秩序確立事業 (1) 我が国周辺水域の操業の安全及び操業秩序維持確立事業 ア 操業の安全及び操業秩序維持確立のための民間協定等実施事業 民間団体等が我が国周辺国等（韓国、中国及び台湾をいう。以下同じ。）の民間団体と民間協定の所要の見直し等を行うための交渉会議の開催及び交渉を有利にするための操業実態等の調査等を行う。 イ 事故・紛争防止指導交渉事業 民間団体等が我が国周辺国等の民間団体と事故処理や事故防止に関する協議、事故の際の現地事故調査、漁業者に対する操業手引書の作成及び事故の未然防止に関する指導等を行う。 ウ 事業運営費 ア及びイの事業を実施するために必要な事業運営を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成26年度から平成28年度	定額
	(2) 国際漁業連携強化事業 我が国漁船の海外漁場での操業を確保するため、国際漁業（主要国の漁業政策、RFMO、環境NGO、環境保護国及びその影響を受けやすい国等の動向等）に関する情報収集・分析、環境保護国等の影響を受けやすい国への働きかけ、漁業関係者への情報提供を行う。 (3) 鯨類資源等持続的利用国際推進事業 南極海における新たな鯨類調査計画案を含む、鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等				定額

	が参加する会合の開催や諸外国への専門家の派遣等を行う。				
	2. さけ・ます漁業協力事業 (1) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金を造成する。 (2) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な事務を行う。	太平洋小型さけ・ます漁業協会			3 / 4 以内 定 額
	3. 鯨類捕獲調査円滑化等事業 商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため、南極海及び北西太平洋において行われる鯨類捕獲調査に対し、反捕鯨団体による妨害行為が年々過激化する現状を踏まえ、特に安全かつ確実な調査を担保するための妨害予防対策を実施するとともに、国際司法裁判所の判決に対応するため、非致命的調査の実行可能性の検証に必要な調査船の運航や国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化等の情報発信等を実施する。 (1) 船舶運航等経費 反捕鯨団体による妨害行為の予防や非致命的調査を実施するための多目的船の派遣及びこれらを実施するために必要な資機材の調達等を行う。 (2) 情報収集・発信等経費 国内外の研究機関との連携強化及び調査結果や鯨関連文化等に関する出版物の作成や広報活動等を行う。	一般財団法人日本鯨類研究所		平成27年度から平成29年度	定 額 定 額
	4. 日本沿岸域鯨類調査事業 (1) 用船経費 日本沿岸域での商業捕鯨再開に必要な鯨類捕獲調査及び非致命的調査を行う。 (2) 調査経費 商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため、日本沿岸域において行われる鯨類捕獲調査及び非致命的調査で得られたデータ分析等を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成22年度から平成27年度	1 / 2 以内 定 額
	5. 南極海生物生態系調査事業 (1) 用船経費 南極海における鯨類の餌生物資源の生態系に関する調査を行う。 (2) 調査等経費 南極海における鯨類の餌生物資源の生態系に関する調査を実施するための資機材等の導入や調査で得られたデータ分析等を行う。	一般財団法人日本鯨類研究所		平成27年度から平成29年度	定 額 定 額
3. 資源管理・回復対策	1. 我が国周辺水域資源評価等推進事業 (1) 資源変動要因分析調査事業 資源評価の精度向上に資するため、海洋環境の変動による水産資源への影響を調査し、資源変動メカニズムの解明等を行う。 (2) 漁船活用型資源情報収集等支援事業 漁船を活用した漁場の形成、漁獲状況等の資源情報や海況情報の収集等を行う。	(1)については「資源変動要因分析調査事業」共同実施機関とし、(2)については水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成23年度から平成27年度	定 額 1 / 2 以内
	2. 国際資源評価等推進事業 国際資源動向要因調査事業 国際漁業資源の資源評価の精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を行う。	国際資源評価等推進事業(補助)共同研究機関		平成23年度から平成27年度	定 額
	3. 資源管理指針等高度化推進事業 (1) 資源管理計画等の高度化・評価・検証事業 資源管理指針・資源管理計画体制に基づく自主的資源管理の高度化・評価・検証を推進するための漁業者協議会の開催等及び漁業者等への普及を行うための講習会の開催等を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	定 額

<p>(2) 資源管理計画等の高度化に関する調査・I Q方式 実証試験調査事業 資源管理計画等の高度化に関する科学的な調査・ 整理・分析及び我が国における総漁獲可能量の個別 割当（I Q方式）の導入に向け、具体的な効果や課 題等を検証するための実証試験調査を行うものとする。</p>				
<p>4. 漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船 操業対策基金事業 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業 ア 漁場機能回復管理協力 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁 船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収 された漁具を処分する取組に対して助成を行 う。また、我が国漁業者が外国漁業者と民間 レベルで資源管理について認識を共有するこ とを促進するために必要な取組に対して助成 を行う。 イ 漁業経営安定化支援 外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁場 情報を提供するとともに、外国漁船の操業や 航行に係る情報を収集する取組に対して漁業 共済掛金の一部の助成を行う。また、緊急避 泊する外国漁船による被害を軽減するための 監視活動等に対して助成を行う。 ウ 資源管理型種苗放流支援 種苗放流事業実施者が行う種苗放流事業に対 して助成を行う。 エ 外国漁船被害救済支援 (ア) 外国漁船操業等調査・監視事業 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締 船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助 成を行う。 (イ) 漁具標識設置事業 漁具の位置を示すための漁具標識の設置に 対して助成を行う。 (ウ) 漁具被害復旧支援事業 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設 の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復 帰するために必要な被害漁具等の回収・処 分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助 成を行う。 オ 小笠原諸島周辺水域における中国違法サンゴ船 対策事業 (ア) 海底清掃事業 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国 漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回 収された漁具を処分する取組に対して助成を 行う。 (イ) 漁業経営安定化支援 外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁 場情報を提供するとともに、外国漁船の操業 や航行に係る情報を収集する取組に対して漁 業共済掛金の一部の助成を行う。また、緊急 避泊する外国漁船による被害を軽減するた めの監視活動等に対して助成を行う。 (ウ) 外国漁船被害救済支援 a 外国漁船操業等調査・監視事業 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締 船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助 成を行う。 b 漁具被害復旧支援事業 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設 の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復 帰するために必要な被害漁具等の回収・処 分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助 成を行う。 カ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する 業務を行う。</p>	<p>一般財団法人日 韓・日中協定対 策漁業振興財団</p>		<p>平成25年度から平成29年度 (ただし、オ にあつては平 成26年度から 平成27年度ま で)</p>	<p>定 額</p>

5. 沖縄漁業基金
- (1) 沖縄漁業基金事業 ((2) の事業を除く。)
- ア 台湾漁船等対策
- (ア) 外国漁船操業等調査・監視事業
外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成を行う。
- (イ) 漁具被害復旧支援事業
外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行う。
- (ウ) 民間漁業者交流支援事業
我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。
- イ 漁業振興対策
- (ア) 沖縄産水産物流通促進事業
水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う沖縄産水産物流通の目詰まり解消の個々の取組に対して助成を行う。
- (イ) 漁業経営安定対策事業
- a 施設整備等利子助成事業
日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行う。
- b 特別保証対策事業
日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対する債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。
- (ウ) 漁業共済掛金助成事業
日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対し、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。
- (エ) 再編整備等推進支援事業
日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために行う減船及び業種の転換等の取組に対して助成を行う。
- ウ 漁業環境整備の推進
- (ア) 海岸清掃等活動支援事業
漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対して助成を行う。
- エ 一般管理費
事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。
- (2) 沖縄漁業安定基金事業
- ア 漁業経営安定対策
- (ア) 施設整備等利子助成事業
沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行う。
- (イ) 保証料補助事業
沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等に対する債務保証について保証料助成を行う。
- (ウ) 漁業共済補助事業
沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業協同組合に所属している漁業者に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。
- (エ) 漁業用燃油支援対策事業
沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者に対して、漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援を行う。
- (オ) 漁具被害対策支援事業
外国艦船等の緊急避泊等によって沖縄県漁業者の漁具や施設に被害が発生した場合、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費に対して助成を行う。
- イ 漁業生産性向上対策

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

(1)
平成25年度から平成28年度

(2)
平成26年度から平成35年度

定 額

	<p>(ア) 操業安全対策事業 沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 漁業奨励補助事業 水産物安定供給の確保のために必要な浮魚礁の復旧等の取組に対して助成を行う。</p> <p>(ウ) 地域漁業活性化事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者による、地域漁業の活性化及び水産物の安定供給等のために必要な地域活性化計画の策定及び太平洋島嶼国入漁支援等の取組に対して助成を行う。</p> <p>(エ) 資源管理型漁業推進事業 沖縄県内で発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動に対して助成を行う。</p> <p>ウ 水産物流通加工対策</p> <p>(ア) 水産物販路拡大推進事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体による沖縄県水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等に係る取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 水産物流通加工推進事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通促進のため、加工商品及び流通手段の開発、加工機器の導入及び漁業協同組合と一体となって取組む店舗又は加工設備等の借料支援を行う。</p> <p>エ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附随する業務を行う。</p>				
<p>4. 増養殖・漁場環境保全対策</p>	<p>1. 内水面漁業振興対策事業</p> <p>(1) 健全な内水面生態系復元等推進事業</p> <p>ア 広域連携活動体制構築検討 イ及びウの取組を実施するための検討会又は、協議会の開催等を行うものとする。</p> <p>イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策 外来魚又はカワウによる内水面漁業・養殖業への被害防止を図るため、次の事業を行うものとする。</p> <p>(ア) カワウ緊急駆除対策 緊急的・広域的に行う内水面魚種に食害等を及ぼすカワウ等の生息状況等調査、駆除、繁殖抑制</p> <p>(イ) 広域連携カワウ被害防止対策 広域的に行う内水面生態系に食害等を及ぼすカワウ等の追払等</p> <p>(ウ) 広域連携外来魚被害軽減対策 緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した駆除、駆除した外来魚の回収、処理</p> <p>ウ 生態系の保全に係る実践活動</p> <p>(ア) 実践活動等啓発普及 都市との交流を通じて内水面生態系の復元・保全についての理解と協力を促進するための啓発普及活動を行うものとする。</p> <p>(イ) 実践活動推進 魚道や天然産卵床等の機能維持といった広域的な生育環境改善の取組などの実践活動を行うものとする。</p> <p>(2) 鰻供給安定化事業 鰻の安定供給に資するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 鰻資源持続的利用促進事業費 鰻の資源管理に関する情報収集や鰻の資源管理についての消費者等への啓発普及等の実施</p> <p>イ 民間連携推進事業 鰻の資源管理に関する日本と中国、台湾、韓国等の生産者間における民間協議の開催等</p> <p>ウ 親鰻放流事業</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>平成26年度から平成30年度</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>

<p>防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費（以下「防除費」という。）の支弁を行うものとする。</p> <p>(2) 審査認定事業</p> <p>ア 漁場油濁被害認定事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害の額及び(1)に規定する防除費並びに原因者が判明している場合の防除費（「特定防除費」）の額の認定等を行うものとする。</p> <p>イ 認定審査会運営事業 中央漁場油濁被害認定審査会及び都道府県漁場油濁被害等認定審査会の運営を行うものとする。</p> <p>(3) 油濁被害防止対策事業 油濁被害発生を未然に防止する対策の確立に関する調査研究、技術開発等を行うため、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業 油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を養成するため、必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催等を行う。</p> <p>イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保し、要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行う。</p>				
<p>7. 有害生物漁業被害防止総合対策事業</p> <p>(1) 大型クラゲ国際共同調査事業 大型クラゲについて、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 日中韓共同による大型クラゲモニタリング調査事業 日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査及び東シナ海等を航行する国際フェリーからの目視調査を行う。</p> <p>イ 日中韓共同による大型クラゲの出現予測技術の高度化等事業 日韓中共同による大型クラゲ出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等を実施するとともに日中韓科学者会議等を開催する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>平成27年度から平成29年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業 我が国周辺海域に広域に出現するトド等の有害生物による漁業被害を防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成を行うものとする。</p> <p>なお、この事業の対象とする有害生物は、トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲとする。</p> <p>ア 有害生物調査及び情報提供事業</p> <p>(ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会 有害生物による漁業被害防止対策を効果的・効率的に進めるため、漁業被害の発生状況等を勘案し、被害防止・軽減のための実施計画を策定するとともに、事業効果の検証を行う。</p> <p>(イ) 有害生物生態把握調査 被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイに限る。）の生態把握のための調査を行う。</p> <p>(ウ) 有害生物出現情報収集・分析及び情報提供 調査船調査や漁業者による有害生物の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行う。</p> <p>イ 有害生物被害軽減技術開発事業</p> <p>(ア) トド追い払い等効果検証 トドによる漁業被害を軽減するため、効果的・効率的な追い払い手法や駆除手法の確立に向け、実証的取組を行う。</p> <p>(イ) トド漁業被害防止技術開発 トドによる漁具の破損等を防止するための強化刺し網の実証試験や忌避手法の開発等を行う。</p> <p>(ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催 より効果的な漁業被害軽減手法を検討するた</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>平成27年度から平成29年度</p>	<p>定 額</p>

	<p>め、漁業者、科学者、行政担当者等からなる検討会を開催する。</p> <p>ウ 有害生物被害軽減対策事業</p> <p>(ア) 有害生物駆除 発生源に近い海域や出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除を行う。</p> <p>a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費</p> <p>b a以外の経費</p> <p>(イ) 有害生物陸上処理 駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の処理及び有効利用を行う。</p> <p>a 陸上処理機材導入に要する経費</p> <p>b a以外の経費</p> <p>(ウ) 改良漁具の導入 トドによる漁具の破損を回避するため、改良漁具の導入促進を行う。</p>			1 / 2 以内 定 額
	<p>(3) 大型クラゲ緊急対策事業 我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 駆除事業</p> <p>(ア) 沖合域等における駆除 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除を行う。</p> <p>(イ) 沿岸域における駆除 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除を行う。</p> <p>イ 陸上処理事業 駆除活動に伴い陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。</p>	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構		平成25年度から平成27年度 定 額
	<p>(4) 有害生物漁業被害防止緊急対策事業 地域の漁業・養殖業に深刻な影響を及ぼすトド及びザラボヤの被害対策として、トドの採捕数の見直し増加に伴う駆除活動やヨーロッパザラボヤ（以下「ザラボヤ」という。）被害拡大防止のための駆除（処理）について緊急に支援するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 有害生物駆除事業 トドについて、出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域（北海道離島周辺海域、下北半島北部海域及び津軽半島北部海域）における駆除を行う。</p> <p>イ 有害生物陸上処理事業 陸揚げされたザラボヤの処理及び有効利用を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成26年度（ただし、平成26年度第1号補正予算により実施した事業であって、平成26年度において財政法第14条の3の規定による承認を得た場合にあっては平成27年度まで） 定 額
	<p>8. 漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業</p> <p>(1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業 漁業系資材について、リサイクル手法の技術開発、開発された技術の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、漂流・漂着物の発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処分方法の検討を行う。</p> <p>(2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業</p> <p>ア 漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等の処理に要する経費、漁業者による撤去が困難な流木などの大型漂流物等やドラム缶などの内容物が不明な容器が漂流物等ある場合に漁場からの回収、処理を専門業者に依頼する経費及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理するために要する経費を支援する。</p> <p>イ アに必要な事務に要する経費を支援する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成25年度から平成29年度 定 額
5. 担い手対策	<p>1. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業</p> <p>(1) 漁業担い手確保・育成対策基金事業</p>	水産庁長官が別		平成24年度か 定 額

<p>ア 新規漁業就業者総合支援事業 全国又は地方の視点に立った漁業就労実態の把握や就労条件の改善等を行って担い手の確保育成を図るため、新規就業者対策基金により次に掲げる事業を行うものとする</p> <p>(ア) 青年就業準備給付金事業 a 青年就業準備給付金 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して資金の給付を行う。</p> <p>b 推進事業 事業実施主体が実施する給付金の給付等に係る推進事務を行う。</p> <p>(イ) 新規漁業就業者確保基金事業 a 漁業就業促進情報提供事業 求人・求職情報の収集・管理、全国又は地方における就業準備講習及び漁業就業相談会の開催等を行う。</p> <p>b 新規就業者確保・育成支援事業 (a) 漁業就業者研修事業 漁業就業相談会等に参加し就業を希望した者の就業促進のため、受入機関が行う以下の i 及び ii に対し支援を行う。 i 地域の生活習慣、漁業に関する基礎的な知識等のオリエンテーション ii 乗船等による漁ろう技術習得のための漁業研修等</p> <p>(b) 研修生確保事業 研修生の研修に係る旅費に対し支援を行う。</p> <p>(c) 新規就業者数等調査事業 全国の新規漁業就業者の実態を把握するため、新規就業者数等の調査を行う。</p> <p>c 技術習得支援事業 漁業に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得等を支援する。</p>	<p>に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>ら平成26年度まで(ただし、平成26年度当初予算により造成した基金で実施する事業のうちアの(ア)及び(イ)のbの事業にあっては支出が完了するまで)</p>	
<p>(2) 新規漁業就業者総合支援事業 ア 青年就業準備給付金事業 (ア) 青年就業準備給付金事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して資金の給付を行う。</p> <p>(イ) 事業推進事業 事業実施主体が行う給付金の給付等に係る推進事務を支援する。</p> <p>イ 新規漁業就業者確保事業 (ア) 漁業就業促進情報提供事業 求人・求職情報の収集・管理、全国又は地方における就業準備講習及び漁業就業相談会の開催等を行う。</p> <p>(イ) 新規就業者確保・育成支援事業 a 漁業就業者研修事業 漁業就業相談会等に参加し就業を希望した者の就業促進のため、受入機関が行う以下の a 及び b の事業に対し支援を行う。 (a) 地域の生活習慣、漁業に関する基礎的な知識等のオリエンテーション (b) 乗船等による漁ろう技術習得のための漁業研修等</p> <p>b 研修生確保事業 研修生の研修に係る旅費に対し支援を行う。</p> <p>c 新規就業者数等調査事業 全国の新規漁業就業者の実態を把握するため、新規就業者数等の調査を行う。</p> <p>(ウ) 技術習得支援事業 漁業に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得等を支援する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>ア 平成27年度から平成28年度まで</p> <p>イ 平成26年度から平成28年度まで(ただし、平成26年度第1号補正予算により実施した事業であって、平成26年度において財政法第14条の3の規定による承認を得たものについては平成27年度まで)</p>	<p>定 額</p>
<p>(3) 安全な漁業労働環境確保事業 ア 漁業労働環境カイゼン対策会議事業 漁船の安全操業対策等を講じるため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(ア) 全国会議開催事業 a 海難・労災事故の分析</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>ア及びイ 平成25年度から平成29年度</p> <p>ウ 平成27年度か</p>	<p>定 額</p>

	向上、支援を行うため、講習会の開催や、技術サポート等を行うものとする。				
7. 加工・流通対策	<p>1. 国産水産物流通促進事業</p> <p>(1) 流通促進情報事業</p> <p>ア 販売ニーズや産地情報等の共有化 水産物の流通の川上(産地)から川下(消費地)までの関係者が、販売ニーズや産地情報等を収集し共有するためのネットワークシステムの構築と運用を行う。</p> <p>イ 流通の各段階への指導 国産水産物の流通の目詰まりの解消に取り組もうとしている者に対し、適時に的確なアドバイス等を行う。</p> <p>ウ 水産物の知識普及等のセミナー・研修 水産物の生産・流通・加工・調理、栄養成分、機能等に関する知識・技術の普及等を行うための研修・セミナーを実施する。</p> <p>(2) 流通促進取組支援事業</p> <p>ア 取組事業 水産物の生産者、流通業者及び加工業者、若しくはそれらの団体が行う水産物流通の目詰まり解消の個々の取組を支援する。</p> <p>イ 支援事業 アに係る助成事務を行うとともに、目詰まり解消の事例分析や事例集の作成等を行う。</p>	国産水産物流通促進センター		平成25年度から平成29年度	定額
					1/2以内
	<p>2. 国産水産物安定供給セーフティネット事業</p> <p>(1) 需給変動調整事業</p> <p>ア 変動調整事業 水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を行う場合に、買取代金金利、保管経費、加工経費、入出庫料の経費の一部を助成する。</p> <p>イ 附帯事務 事業実施主体が行う需給変動調整事業に係る漁業者団体等への助成を事務を支援する。</p> <p>ウ 貸付等資金事業 損失に係る貸付資金の貸付け、買取資金の貸付け、補てん金の交付を行う。</p>	ア及びイについては水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者及び公益財団法人水産物安定供給推進機構とし、ウについては公益財団法人水産物安定供給推進機構とする。		平成27年度から平成31年度	定額
	<p>(2) 水産加工業経営改善支援事業</p> <p>ア 水産加工業者経営診断委員会運営事業 気候変動の影響を受ける水産加工業者が取り組む経営改善のための取組の審査等を行う水産加工業者経営診断委員会の運営等を行うものとする。</p> <p>イ 経営改善保管運送費支援事業 アの委員会による承認を受けた水産加工業者の行う経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する場合に、保管料、入出庫料等の経費の一部助成を行うものとする。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	定額
					1/2以内
	<p>3. 水産物輸出倍増環境整備対策事業</p> <p>(1) HACCP認定加速化支援事業</p> <p>ア HACCP研修等開催 HACCPの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やHACCP認定の取得等のための研修等を開催する。</p> <p>イ 品質・衛生管理専門家現地指導 水産加工・流通施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、EU向けHACCP認定に係る事前審査を行う。また、HACCPの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やHACCP認定の取得等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導を行う。</p> <p>ウ 品質・衛生管理の指導を行う専門家育成 水産加工・流通施設におけるHACCPの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やHACCP認定の取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等を実施する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	定額
					1/2以内
					1/2以内

	<p>(2) 生産海域等モニタリング体制整備事業</p> <p>ア 生産海域モニタリング業務 輸出先国が要求する二枚貝生産海域でのプランクトン検査及び貝毒検査等を実施する。</p> <p>イ 残留動物用医薬品等モニタリング検査 輸出先国が要求する養殖魚の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援を実施する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。	平成27年度から平成31年度	1 / 2 以内
8. 金融・漁協対策	<p>1. 中小漁業関連資金融通円滑化事業</p> <p>ア 中小漁業関連資金融通円滑化事業 漁業者等について漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が平成21年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業を行う。 (ア) 経営改善等支援事業（一般型） (イ) 漁業・地域維持対策事業</p> <p>イ 管理運営事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業を円滑に実施するために必要となる事業の管理運営を行う。</p>	一般社団法人漁業信用基金中央会	本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで	定 額
	<p>2. 漁協経営改善推進事業</p> <p>経営不振に陥っている漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「経営不振漁協等」という。）が、蓋然性の高い経営改善計画の策定及び実行により、経営の改善及び基盤強化のために借り入れる借換資金について、金利等の負担を軽減するために次の事業を行う。</p> <p>ア 利子助成事業 経営不振漁協等が経営の改善及び基盤強化のために借り入れる借換資金への利子助成を行う。</p> <p>イ 保証料助成事業 経営不振漁協等が経営の改善及び基盤強化のために借り入れる借換資金への保証料助成を行う。</p> <p>ウ 求償権償却経費助成事業 経営不振漁協等が経営の改善及び基盤強化のために借換資金を借り入れる際に必要となる基金協会の債務保証について、求償権償却経費等に対する助成を行う。</p> <p>エ 管理運営事業 アからウまでの事業を円滑に実施するため、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、融資機関及び保証機関等の関係機関との調整及び支払手続等の事業の管理運営を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業に応募した者から選定された者とする。	平成26年度から平成28年度まで（ただし、ア及びイの事業については事業内容欄の借換資金の償還期限内、ウの事業についてはその全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで）	定 額
	<p>3. 漁業運転資金融通円滑化対策事業</p> <p>ア 漁業運転資金融通円滑化対策事業 基金協会が、平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部を助成する。</p> <p>イ 管理運営事業 漁業運転資金融通円滑化対策事業を円滑に実施するために必要となる事業の管理運営を行う。</p>	一般社団法人漁業信用基金中央会	本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで	定 額
	<p>4. 漁業信用基金協会合併等対策事業</p> <p>(1) 合併プラン等推進事業 基金協会の合併の合意に向けた検討会・協議会を開催するものとする。</p> <p>(2) 協会システム等検討事業 基金協会の保証、経理等のシステムについて、合併後の業務に対応可能なシステムへの改修及び当該システムの保守管理を行うとともに、合併基金協会等の業務効率化に向けたシステムへの改修のための調査・分析・検討を行うものとする。</p> <p>(3) 合併協会交付金交付事業 繰越欠損金を有する基金協会が参加する合併において、当該基金協会の会員が繰越欠損金解消のために減資等の協力を行った場合に、合併を予定している基金協会又は合併後の基金協会に交付金を交付するものとする。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。	平成25年度から平成27年度	定 額 定 額 定 額
	<p>5. 漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業</p>	(1)、(3) 及	平成25年度か	

	<p>(1) 漁協系統組織力強化促進事業 漁協系統組織の経営管理及びコンプライアンスの確保等、分野別の専門研修により漁協系統役職員の人材育成を図る。</p> <p>(2) 漁協系統経営改善促進事業 経営不振漁協、合併漁協又は県域漁協系統に対し、適切な経営改善策を策定・実施するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>ア 漁協経営改善計画・県域再編計画(モデルプラン)策定事業 経営コンサルタント等の外部専門家による財務分析を通じたモデルプランの策定を行うものとする。また、外部専門家を通じ、事例から得られた情報を基にガバナンスの強化及びコンプライアンス確保のためマニュアル作成等を支援する。</p> <p>イ モデルプラン活用支援事業 策定されたモデルプランの具体的な実行及び他漁協・地域での活用のための指導を行うものとする。</p> <p>(3) 漁協系統経営健全化促進事業 漁協系統組織の経営状況の把握・問題点の整理を進めるとともに、資産自己査定を導入に対応すべく監査体制の更なる整備・強化を支援する。</p> <p>(4) 国際漁業者団体連携強化事業 国際的な水産資源の利用調整について、漁協系統組織と関係国の漁業者団体等との意見交換及び連携強化を支援し、加盟国に課されている資源管理措置の実施確保を図る。</p>	<p>び(4)は、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者及び漁業協同組合連合会とする。</p> <p>(2)については、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>	<p>ら平成29年度</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p>
	<p>6. 漁船保険団体一元化実施支援事業</p> <p>(1) 一元化実施検討事業 組織再編(一元化)を行うに当たり諸問題の検討等を実施する。</p> <p>(2) 一元化構築対策事業 組織再編(一元化)に伴う現行システム調査及びシステム構築等を実施する。</p>	<p>漁船保険中央会</p>	<p>平成25年度から平成27年度</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p>
<p>9. 総合的なTPP関連対策</p>	<p>1. 水産業競争力強化緊急事業</p> <p>(1) 広域浜プラン緊急対策事業</p> <p>ア 広域浜プラン策定支援</p> <p>(ア) 浜の活力再生広域プラン策定支援 広域水産業再生委員会が、浜の活力再生広域プランを策定する取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 漁船漁業構造改革広域プラン策定支援 広域漁船漁業構造改革委員会が、漁船漁業構造改革広域プランを策定する取組に対して助成を行う。</p> <p>イ 収入向上・コスト削減の実証的取組支援 浜の活力再生広域プラン及び漁船漁業構造改革広域プラン(以下「浜の活力再生広域プラン等」という。)に基づき、付加価値の向上、販売力強化及び共同化を核とした効率的な操業体制の確立に、実証的に取り組むために次の事業を行う。</p> <p>(ア) 効率的な操業体制の確立支援 持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 養殖用生餌供給安定対策支援 従来生餌として利用できていない水揚げ時期や地域、魚種のを生餌として流通させることで、生餌供給の安定化を図り、持続可能な収益性の高い養殖生産を確立する取組に対して助成を行う。</p> <p>(ウ) 広域浜プラン実証調査 浜の機能再編に伴う流通調査や広域的な地域ブランドの共同出荷など産地市場の統合や販売事業の合理化を推進するための取組等に対して助成を行う。</p> <p>(2) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</p> <p>ア 浜の担い手漁船リース緊急事業 浜の活力再生広域プランに基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。</p> <p>イ 漁船漁業構造改革緊急事業</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>定 額</p>

<p>漁船漁業構造改革広域プランに基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。</p> <p>(3) 水産業競争力強化緊急施設整備事業 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域内において、事業実施主体（都道府県・市町村等）が作成する事業計画に基づき競争力強化のために必要な施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去に対して助成を行う。</p> <p>(4) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 浜の活力再生広域プラン等に基づき、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に対して助成を行う。</p> <p>(5) 水産業競争力強化金融支援事業 ア 実質無利子化措置 (2)の事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は(4)の事業により漁業用機器等の導入を行う者が借り入れる資金に対する利子助成を行う。</p> <p>イ 実質無担保・無保証人化措置 (4)の事業により漁業用機器等の導入を行う者に対する債務保証について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る保証を実施することに伴う求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。</p> <p>ウ 保証料助成措置 (2)の事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者に対する債務保証について保証料助成を行う。</p> <p>(6) 一般管理費 (1)～(5)までの事業を実施する際に附帯する業務を行う。</p>				
<p>2. 水産物輸出促進緊急推進事業 (1) 輸出促進機器整備事業 ア 機器整備事業 民間団体等が計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に要する経費支援を行う。</p> <p>イ 管理運営事業 アの事業を円滑に実施するために必要となる事務を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>平成27年度</p>	<p>1 / 2 以内 定 額</p>
<p>(2) 海外市場開拓推進事業 ア 海外市場開拓に向けた国内体制強化事業 水産加工業者等と輸出業者を交えた検討会（今後どのような品目を輸出していくかなどについて検討）を開催する。</p> <p>イ 輸出促進活動 (ア) 海外マーケットの調査 輸出先国における水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合品の販売状況、輸出先国が求める衛生条件、現地のバイヤーの情報等に係る調査を実施する。</p> <p>(イ) 海外への日本産水産物のプロモーション活動 アで検討した内容を踏まえた、パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや調理人等を対象としたセミナーの実施、現地小売店等における日本産水産物フェア等の実施等プロモーション活動を実施する。</p> <p>(ウ) 商談会の開催 アで検討した内容を踏まえた、輸出先国等における商談会を開催する。</p> <p>ウ 事務局運営 ア及びイの事業を円滑に実施するために必要となる事務を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。</p>		<p>平成27年度</p>	<p>定 額 定 額 定 額 1 / 2 以内 定 額</p>